

朔北カレー事件判決（上） ～「朔北」は「特段の観念を生じない造語」というべきか～

知的高等裁判所令和5年3月9日判決（事件番号：令和4（行ケ）第10122号）

知的財産権法研究会
弁護士・弁理士 戸川 委久子

目 次

（今回掲載分）

1. はじめに
2. 本願商標
3. 事件の経緯
 - (1) 審査段階
 - ① 拒絶理由通知
 - ② 意見書
 - ③ 拒絶査定
 - ④ 不服審判請求
 - ⑤ 不成立審決
 - (2) 裁判
 - (3) 判決後の審決

4. 分析

- (1) 裁判例における判断基準

（次号掲載）

- (2) 本願商標の分析
 - (2-1) 裁判前の審決の問題意識
 - (2-2) 「朔」の文字が人名漢字であること
 - (2-3) 小括
 - (3) 「朔北カレー」の分離可能性
 - (4) 結合商標の分離可能性に関する裁判例
5. 総括

1. はじめに

加工食品カレーについて、「朔北カレー」という商標が付せられていたとして、一般消費者はどのように感じるであろうか。

「朔北カレー」の「朔北」の部分については、一般に広く使用される熟語ではないにしても、「北」の漢字から方角に関する何らかのイメージを抱き得るであろうか。

それとも、「朔」の漢字に着目して、一般になじみがない漢字だとして、商標全体的に意味が解らないものと認識して、「特段の観念を生じない造語」とみられるであろうか。

(1) 本稿の目的

本稿では、「朔北カレー」の商標についてその登録の可否が争われた裁判例（知的高等裁判所令和5年3月9日判決（事件番号：令和4（行ケ）第10122号）について、その争点及びこれに対する裁判所の判断を説明するとともに、その判断根拠について分析を加えることを目的とする。

(2) 商標選定について、商標選択の自由は保障されるべきであること

知的財産の説明として、「特許権」の対象たる「発明」は「知的創作物」¹、著作権の対象たる著作物²は「創作的表現物」等と称されて、その創作性³が強調される。また、意匠権についても、登録要件に創作非容易性の要件（意匠法3条2項⁴）が課される関係から、やはり知的創作物の性質を有するとされる。

「創作」即ち今まで存在しなかったものを新たに作り出す行為であれば、その創作の結果、作出されたもの（創作物）は、他に代替できない新奇なものということになるであろう。

これに対して、商標は「選択物」即ち既存のものからの選択又はその組み合わせであって、他にも選択肢があるのだから、商標出願の際、拒絶理由に該当する可能性があるのであれば、他の商標に代えればよいという考えに傾き易い。

しかし、商標は、事業者が提供する商品又は役務について、自己が提供することを示す（出所の識別）ために、商品又は役務に関連して使用する標章⁵（しるし）である。

商標は、いわば事業者が自己の商品又は役務を世に送り出す際に自己の商品又は役務であることを示すために付す印であり、商標を選定することは、事業者が自己の商品又は役務について命名する行為であるともいえる。

事業者にとって“我が子”にも等しい商品又は役務に“命名”した商標について、登録拒絶理由に該当する可能性があるから、もっと登録され易い商標に変更した方が良いと安易にいけない

1 「…「発明」」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち、高度のものをいう。」（特許法2条1項）

2 「著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」（著作権法2条1項1号）

3 「創作」：「はじめてつくること。つくりはじめること。創造」（岩波書店「広辞苑第7版」：1688頁）

4 意匠法3条2項：「意匠登録出願膳にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が…容易に創作することができたときは、その…意匠については、…意匠登録を受けることができない。」

5 「標章」：「しるしとする徽章または記号」（岩波書店「広辞苑第7版」：2496頁）

事情がある。

商品又は役務をどのように市場に提供するかは、事業者の営業の自由に属し、商標選択もその一環であり、商標法の定める拒絶理由に該当しない限り、商標登録を受ける権利は保障される⁶。

(3) 小括

今回取り上げる事案は、商標「朔北カレー」を出願したところ、その出願商標中「朔北」の部分が先行登録商標「サクホク」と類似することを理由にその商標登録を拒絶され、審決取消訴訟を経て漸く商標登録を認められたというものである。

日常広く親しまれているとは言い難い熟語「朔北」が単なる「サクホク (sakuhoku)」の4音からなる造語というべきなのか、それとも出願人がその言葉の選定に込めた観念やイメージを想起させるべき商品のネーミングなのか、審査経過及び司法判断を経た後の登録に至る経緯、さらに裁判例の分析を経て商標の「識別力」の本質に迫りたい。

2. 本願商標

本願商標（商願2020-20177）は、下記のとおりである。

(1) 出願商標

朔北カレー

(2) 指定商品又は指定役務

「レトルトパウチされた調理済みカレー，カレーのもと，即席カレー，カレーを使用してなる肉製品，カレーを使用してなる加工水産物，カレーを使用してなる加工野菜及び加工果実，カレーを使用してなるなめ物」

本願商標の指定商品は上記のとおりであって、カレー加工食品類である。

3. 事件の経緯

本件事件の経過は下記のとおりである。

(1) 審査段階

- | | |
|---------|-----------------|
| ①出願日 | 令和2（2020）年2月26日 |
| ②拒絶理由通知 | 令和3（2021）年3月29日 |
| ③意見書提出 | 令和3（2021）年4月16日 |

6 「審査官は、政令で定める期間内に商標登録出願について拒絶の理由を発見しないときは、商標登録をすべき旨の査定をしなければならない。」（商標法16条）